

3・4月の無料相談室

相談名	相談日	会場	相談員	
法律	4月6日(火)・4月15日(木) 10時～15時	秩父市役所 (3階相談室)	弁護士	
	4月8日(木) 10時～15時	吉田総合支所 (振興会館)		
※電話で予約が必要です。 3月23日(火)午前9時から電話予約受付 各日先着10人				
人権	毎月第2・4水曜 13時～16時	秩父市役所 (3階相談室)	人権擁護委員	
	4月21日(木)	吉田総合支所 (振興会館)		
行政	3月15日(月) 4月19日(月)	秩父市役所 (3階相談室)	行政相談委員	
	4月5日(月)	吉田総合支所 (振興会館)		
	3月29日(月) 4月26日(月)	大滝総合支所		
	4月12日(月)	荒川総合支所		
市民	毎週木曜 13時～16時 ※4月以降、第2・4木曜	秩父市役所 (3階相談室)	市民相談員	
消費生活 (多重債務)	毎週月・水・金曜 9時～16時 ※4月以降、月・火・水・金曜		消費生活相談員	
行政手続	4月13日(火) 13時～15時		行政書士	
登記	3月17日(木)・4月21日(木) 13時～15時		司法書士 土地家屋調査士	
税務	4月5日(月) 10時～15時		税理士	
土地建物	3月16日(火)・4月20日(火) 10時～15時		宅地建物取引主任者	
暴力について	3月25日(木)・4月22日(木) 10時～15時		秩父警察署担当相談員	
女性	3月23日(火)・4月27日(火) 13時～15時		市民生活課担当職員	
労務・年金	4月9日(金) 13時～15時		社会保険労務士	
公証	毎月第2・4火曜 9時30分～12時		公証人	
上記相談に関する問い合わせ 市民生活課 ☎25-5200				

※相談日が祝日の場合はお休みとなります。

相談名	相談日	問い合わせ
子育て	月～金曜 9時～16時	秩父市子育て支援センター ☎22-7282 ☎22-7283 吉田子育て支援センター ☎77-1145 ☎77-1148
子どもについての心配ごと	月～金曜 8時30分～17時15分	家庭児童相談室(社会福祉課) ☎25-5204
DVについて	月～金曜 8時30分～17時15分	社会福祉課 ☎25-5204 ※吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課でも実施
身体・知的障がい児(者)について	月～金曜 9時～18時 土曜 9時～16時	フレンドリー ☎22-7785 ☎22-7055 (身体障がい) ☎22-7045 ☎21-6705 (知的障がい)
精神障がい者について	月～金曜 9時～17時	生活支援センター「アクセス」 ☎24-1025 ☎24-1026
障がい者の就労・生活	月～金曜 9時～18時	秩父障がい者就労支援センター「キャップ」 ☎・☎22-2870
いじめ・不登校等	ひまわり教室 月～金曜 9時～17時 やまなみ教室 月・水・金曜 9時～12時	ひまわり教室 ☎22-2228 やまなみ教室 ☎72-2030
法律	毎月第2・4木曜 13時～16時 ※要予約	秩父地域振興センター ☎24-7624
人権	月～金曜 8時30分～17時15分 人権擁護委員による相談 火曜(第5週を除く) 9時～16時	さいたま地方法務局 秩父支局 ☎22-0827
内職	月～金曜 9時～16時	ちちふパートバンク ☎24-5222 工業振興課 ☎22-3428
職業	ちちふパートバンク 月～金曜 9時～17時 吉田総合支所 月曜 9時～16時30分	ちちふパートバンク ☎24-5222 工業振興課 ☎22-3428
中小企業者向け金融よろず	4/7(木) 13時～16時30分 ※前々日まで に要予約 会場 伝承館5階第2会議室	商業振興課 ☎25-5208 (相談: 埼玉県信用保証協会)
結婚	いきがいセンター 3/13(土)、4/10(土) 13時～16時 ※要予約(先着8人)	秩父市社会福祉協議会 ☎22-1514
心配ごと	福祉女性会館 3/25(木) 13時～16時	

※「労働相談・メンタルヘルス相談」については17ページをご覧ください。

国民年金に入る

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったら	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→保険年金課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様です)	保険年金課 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からははずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	保険年金課 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

国民年金保険料を納める

こんなとき	どうする	届出先
口座振替を開始(変更)・辞退するとき	口座振替(変更)申出書等を提出する	銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫・年金事務所
クレジットカード納付を開始(変更)・辞退するとき	クレジットカード納付(変更)申出書等を提出する	秩父年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	秩父年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	免除や若年者納付猶予の申請をする	保険年金課 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	保険年金課 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

人生の節目には

国民年金の届出を!

20歳から60歳になるまでの40年間、全員が国民年金に加入します。職業などにより、種別は、①自営業者など(第1号被保険者)、②会社員や公務員(第2号被保険者)、③会社員等の被扶養配偶者(第3号被保険者)に分かれます。

国民年金 だより

届出の際は必ず

年金手帳を持参しましょう!

結婚や就職などにより加入の種別が変わるときは、年金の届出が必要ですが、届出内容により届出先が異なりますので、必ずご確認ください。なお、届出先の窓口は住民登録地の市町村となります(第1号被保険者の方)。

秩父年金事務所(埼玉国民年金電話相談センター) ☎27-6566
市役所保険年金課 国民年金担当 ☎22-12211(内線1135)
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 ☎72-16082
大滝 ☎55-0863
荒川 ☎54-12395

担当部署が不明の場合や“緊急”の場合は、「すぐやる担当」へご連絡を!
おきがるコール ☎26-1133(専用電話)